

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾に関する要綱(以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、本件デザイン(要綱第2条に規定する本件デザインをいう。以下同じ。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾の申請)

第2条 使用申請者(要綱第3条に規定する使用申請者をいう。以下同じ。)は、要綱第3条第1項の規定により、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾申請書(有償用)(別記様式第1号の1。以下「有償用申請書」という。)又は「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾申請書(無償用)(別記様式第1号の2。以下「無償用申請書」という。)を大阪市(建設局長)に提出しなければならない。

2 有償用申請書には商品(要綱第8条に規定する商品をいう。以下同じ。)の見本を、無償用申請書には本件デザインを使用しようとする使用品(要綱第8条第4項の規定により本件デザインを無償で使用する対象とする物をいう。以下同じ。)の見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、商品または使用品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許諾契約の締結等)

第3条 大阪市(建設局長)は、有償用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書(有償用)(別記様式第2号の1。以下「有償用契約書」という。)により本件デザインに係る使用許諾契約を締結するものとする。

2 大阪市(建設局長)は、無償用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書(無償用)(別記様式第2号の2。以下「無償用契約書」という。)により本件デザインに係る使用許諾契約を締結するものとする。

3 大阪市(建設局長)は、有償用申請書又は無償用申請書の内容が要綱第5条の規定に該当すると認めるときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者(要綱第4条第3項に規定する使用者をいう。以下同じ。)は、要綱およびこの要領に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守し、大阪市の権利を侵害することのないように努めること。
- (2) 第三者が大阪市の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに大阪市に連絡すること。

- (3) 第三者との係争、審判、訴訟等について、大阪市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (4) 使用者は、商品又は使用品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、大阪市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (5) 大阪市から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、又は商品若しくは使用品を提出すること。
- (6) 使用者が、本件デザインの使用に際して、故意又は過失により大阪市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を大阪市に賠償すること。

(許諾事項の変更)

第5条 使用者は、使用許諾を受けた事項のうち、有償使用の場合は販売小売価格、生産予定数等に、無償使用の場合は製作予定数に変更が生じるときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書(有償用)(別記様式第4号の1。以下「有償用変更申請書」という。)又は「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書(無償用)(別記様式第4号の2。以下「無償用変更申請書」という。)に有償用契約書又は無償用契約書を添えて大阪市(建設局長)に提出し、改めて変更後の使用許諾を受けなければならない。

- 2 使用者は、使用許諾を受けた事項のうち、前項に規定する事項以外の事項に変更が生じるときは、有償用申請書又は無償用申請書により申請を行い、改めて使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾変更契約の締結等)

第6条 大阪市(建設局長)は、有償用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更契約書(有償用)(別記様式第5号の1。以下「有償用変更契約書」という。)により本件デザインに係る使用許諾変更契約を締結するものとする。

- 2 要綱第4条第3項の規定により、使用者が使用許諾期間満了後において在庫整理の期間として引き続き本件デザインを使用するとき(有償使用の場合に限る。)は、大阪市(建設局長)は、当該使用者から大阪市(建設局長)が指定する時点の商品の在庫数を報告させた上で、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用に係る期間の延長契約書(別記様式第5号の2)による期間の延長契約を締結するものとする。
- 3 大阪市(建設局)は、無償用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更契約書(無償用)(別記様式第5号の3。以下「無償用変更契約書」という。)により本件デザインにかかる使用許諾変更契約を締結するものとする。
- 4 大阪市(建設局長)は、有償用変更申請書又は無償用変更申請書の内容が要綱第5条の規定に該当すると認めるときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用許諾契約の解除)

第7条 使用者は、本件デザインを使用する必要がなくなったときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の(使用許諾契約解除・使用中止)届(別記様式第6号)に有償用契約書又は無償用契約書(変更があったときは有償用変更契約書又は無償用変更契約書)を添えて、大阪市(建設局長)に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、大阪市(建設局長)が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月31日から施行する。

申請（有償用）

別記

様式第1号の1(第2条関係)

年 月 日

大阪市建設局長様

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾申請書(有償用)

住所(〒　　ー　　)		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者		(TEL)
		(FAX)
E-mail :		
<input type="checkbox"/>	上記の団体および個人について暴力団、暴力団員と一切関係ないことを誓約し、求めに応じて役員名簿の提出を行い、貴市が本申請書と共に調査のため警察署に提出することに同意する。また、暴力団と関係があった場合、貴市からの「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾の取消しに応じます。	

「大阪市マンホール蓋デザイン」の有償使用について、下記のとおり申請します。

記

使　用　目　的	
商　品　の　名　称	
①　販売小売価格(税込み)	円
②　生　産　予　定　数	
③　販　売　金　額　合　計 (①×②)(税込み)	円
④　販　売　ル　ー　ト　等 (百貨店、専門店、量販店等)	
使用期間(製造予定期間)	年　月　日　～　年　月　日

※この申請書は次のページに続きます。

使 用 希 望 デ ザ イ ン			
カラー1 ・ カラー2 ・ 単色 ・ 実物写真			
選択可能箇所 (実物写真は除く)			
① 凹部分の色	同色・黒	② 耐荷重数字	25・14
③ ガス穴の有無	有・無	④ 大阪表記の有無	有・無
⑤ 中心を示す点の有無	有・無		

添付書類

- (1) 商品の見本(見本が添付できない場合は写真等)
- (2) 企業、団体等の概要書又はパンフレット等

申請（無償用）

様式第1号の2(第2条関係)

年 月 日

大阪市建設局長様

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾申請書(無償用)

住所(〒 ー)		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者		(TEL)
		(FAX)
E-mail :		
<input type="checkbox"/>	上記の団体および個人について暴力団、暴力団員と一切関係ないことを誓約し、求めに応じて役員名簿の提出を行い、貴市が本申請書と共に調査のため警察署に提出することに同意する。また、暴力団と関係があった場合、貴市からの「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾の取消しに応じます。	

「大阪市マンホール蓋デザイン」の無償使用について、下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的	記	
使 用 方 法		
使 用 品 の 名 称		
製 作 予 定 数		
使 用 期 間	年 月 日	～ 年 月 日
備 考		

※この申請書は次のページに続きます。

使 用 希 望 デ ザ イ ン			
カラー1 ・ カラー2 ・ 単色 ・ 実物写真			
選択可能箇所 (実物写真は除く)			
① 凹部分の色	同色 ・ 黒	② 耐荷重数字	25 ・ 14
③ ガス穴の有無	有 ・ 無	④ 大阪表記の有無	有 ・ 無
⑤ 中心を示す点の有無	有 ・ 無		

添付書類

- (1) 使用品の見本(見本が添付できない場合は写真等)
- (2) 企業、団体等の概要書又はパンフレット等

契約（有償用）

様式第2号の1（第3条関係）

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書（有償用）

大阪市建設局許諾（有償）第 号

大阪市（以下「甲」という。）および〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が著作権を有する「大阪市マンホール蓋デザイン」（以下「本件デザイン」という。）の使用許諾に関し、下記のとおり契約を締結する。

記

1 使用許諾の範囲

（1）期間

年 月 日から 年 月 日まで

（2）内容

商 品 の 名 称	
① 販 売 小 売 価 格 (税込)	円
② 生 産 予 定 数	
③ 販 売 金 額 合 計 (①×②)(税込)	円
使 用 デ ザ イ ン	別図のとおり

2 使用対価

商品の対価の額（使用許諾料）（1円未満は切捨て）

【a(③×0.03) b(③×)】を適用

商品の対価の額

円

3 使用許諾の条件

今後、変更契約および延長契約される際に、使用許諾料率が変更される場合がある。

4 支払方法等

(1) 支払の方法

甲が発行する納入通知書により支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

(2) 支払時期

年 月 日限り(厳守)

5 使用上の遵守事項

乙は下記の事項を遵守すること。

- (1) 関係法令を遵守し、甲の権利を侵害することのないように努めること。
- (2) 第三者が甲の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに甲に連絡すること。
- (3) 第三者との係争、審判、訴訟等について、甲に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (4) 乙は、商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、甲に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (5) 甲から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、又は商品等を提出すること。
- (6) 乙が、本件デザインの使用に際して、故意又は過失により甲に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (7) 本件デザインの使用許諾を受けた事項を変更する場合、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書（有償用）（別記様式第4号の1）を大阪市建設局長に提出すること。
- (8) 本件デザインを使用する必要がなくなったときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の（使用許諾契約解除・使用中止）届（別記様式第6号）を大阪市建設局長に提出すること。
- (9) その他本件デザインの使用に関し、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾に関する要綱及び「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾取扱要領を遵守すること。

6 合意管轄

この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

年 月 日

甲 住所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

氏名 大阪市 契約担当者 建設局長

乙 住所

氏名（企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前）

契約（無償用）

様式第2号の2(第3条関係)

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書（無償用）

大阪市建設局許諾（無償）第 号

大阪市（以下「甲」という。）および〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が著作権を有する「大阪市マンホール蓋デザイン」（以下「本件デザイン」という。）の使用許諾に関し、下記のとおり契約を締結する。

記

1 使用許諾の範囲

(1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 内容

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 品 の 名 称	
製 作 予 定 数	
使 用 デ ザ イ ン	別図のとおり

2 使用対価

無償

3 使用上の遵守事項

乙は下記の事項を遵守すること。

- 関係法令を遵守し、甲の権利を侵害することのないように努めること。
- 第三者が甲の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに甲に連絡すること。
- 第三者との係争、審判、訴訟等について、甲に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 乙は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、甲に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 甲から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、又は使用品等を提出すること。

- (6) 乙が、本件デザインの使用に際して、故意又は過失により甲に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (7) 本件デザインの使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書（無償用）（別記様式第4号の2）を大阪市建設局長に提出すること。
- (8) 本件デザインを使用する必要がなくなったときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の（使用許諾契約解除・使用中止）届（別記様式第6号）を大阪市建設局長に提出すること。
- (9) その他本件デザインの使用に関し、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾に関する要綱及び「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾取扱要領を遵守すること。

4 合意管轄

この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

年　　月　　日

甲　住所　大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

氏名　大阪市　契約担当者　建設局長

乙　住所

氏名（企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前）

変更申請（有償用）

様式第4号の1(第5条関係)

年 月 日

大阪市建設局長様

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書(有償用)

住所(〒　　-　　)		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)	代表者	
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail :	

下記のとおり使用許諾を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使　用　許　諾　番　号		
商　品　の　名　称		
変　更　項　目	①販売小売価格　②生産予定数 ③その他(　　) (※該当項目に○を付けること)	
変　更　す　る　事　項	現	
	新	
変　更　の　理　由		
備　考		

添付書類

当初の契約書（「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書(有償用)）

変更申請（無償用）

様式第4号の2(第5条関係)

年 月 日

大阪市建設局長様

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書(無償用)

住所(〒　　-　　)		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)	代表者	
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail :	

下記のとおり使用許諾を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使　用　許　諾　番　号		
使　用　方　法		
使　用　品　の　名　称		
変　更　す　る　事　項 (　製　作　予　定　数　)	現	
	新	
変　更　の　理　由		
備　考		

添付書類

当初の契約書（「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書（無償用））

変更契約（有償用）

様式第5号の1(第6条関係)

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更契約書(有償用)

大阪市建設局許諾（有償）第 号

年 月 日付で締結した「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書(有償用)について、大阪市(以下「甲」という。)および〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、下記のとおり変更する契約を締結する。

記

1 使用許諾の範囲

- (1) 商品の名称 ()
(2) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 内容(変更後)

① 販売小売価格(税込み)	円
① 生産予定数	
② 販売金額合計 (①×②)(税込み)	円

2 使用対価

商品の対価の額(使用許諾料)

- (1) 当初契約時の商品の対価の額(使用許諾料)(1円未満は切捨て)

円

- (2) 変更申請に基づく商品の対価の額(使用許諾料)(1円未満は切捨て)

【a(③×0.03) b(③×)】を適用

円

- (3) 追加分の対価の額(使用許諾料) [(2)−(1)]

円

3 使用許諾の条件

今後、変更契約および延長契約される際に、使用許諾料率が変更される場合がある。

4 支払方法等

(1) 支払の方法

甲が発行する納入通知書により支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

(2) 支払時期

年 月 日限り(厳守)

5 使用上の遵守事項

乙は下記の事項を遵守すること。

- (1) 関係法令を遵守し、甲の権利を侵害することのないように努めること。
- (2) 第三者が甲の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに甲に連絡すること。
- (3) 第三者との係争、審判、訴訟等について、甲に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (4) 乙は、商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、甲に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (5) 甲から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、又は商品等を提出すること。
- (6) 乙が、本件デザインの使用に際して、故意又は過失により甲に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (7) 本件デザインの使用許諾を受けた事項を変更する場合、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書（有償用）（別記様式第4号の1）を大阪市建設局長に提出すること。
- (8) 本件デザインを使用する必要がなくなったときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の（使用許諾契約解除・使用中止）届（別記様式第6号）を大阪市建設局長に提出すること。
- (9) その他本件デザインの使用に関し、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾に関する要綱及び「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾取扱要領を遵守すること。

6 合意管轄

この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

年 月 日

甲 住所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

氏名 大阪市 契約担当者 建設局長

乙 住所

氏名 (企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前)

様式第5号の2(第6条関係)

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用に係る期間の延長契約書

大阪市建設局許諾(有償)第 号

大阪市(以下「甲」という。)および〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、大阪市建設局許諾(有償)第 号の契約書(以下「原契約書」という。)記載の商品について、年 月 日時点の在庫数のうち、年3月31日時点の在庫数に係る原契約書記載の期間の終期を、「 年3月31日」から「 年3月31日」に延長する契約を締結する。

記

<原契約書の内容>

商 品 の 名 称	
生 産 予 定 数	

< 年 月 日時点 >

商 品 の 在 庫 数	
-------------	--

年 月 日

甲 住所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

氏名 大阪市 契約担当者 建設局長

乙 住所

氏名(企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前)

変更契約（無償用）

様式第5号の3(第6条関係)

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更契約書（無償用）

大阪市建設局許諾（無償）第 号

年 月 日付けて締結した「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書（無償用）について、大阪市（以下「甲」という。）および〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記のとおり変更する契約を締結する。

記

1 使用許諾の範囲

(1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 内容

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 品 の 名 称	
製 作 予 定 数 (変 更 後)	

2 使用対価

無償

3 使用上の遵守事項

乙は下記の事項を遵守すること。

- 関係法令を遵守し、甲の権利を侵害することのないように努めること。
- 第三者が甲の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに甲に連絡すること。
- 第三者との係争、審判、訴訟等について、甲に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 乙は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、甲に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 甲から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、又は使用品等を提出

すること。

- (6) 乙が、本件デザインの使用に際して、故意又は過失により甲に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (7) 本件デザインの使用許諾を受けた事項を変更する場合、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書（無償用）（別記様式第4号の2）を大阪市建設局長に提出すること。
- (8) 本件デザインを使用する必要がなくなったときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の（使用許諾契約解除・使用中止）届（別記様式第6号）を大阪市建設局長に提出すること。
- (9) その他本件デザインの使用に関し、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾に関する要綱及び「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾取扱要領を遵守すること。

4 合意管轄

この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

年　　月　　日

甲 住所　大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

氏名　大阪市　契約担当者　建設局長

乙 住所

氏名（企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前）

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

大阪市建設局長様

「大阪市マンホール蓋デザイン」の(使用許諾契約解除・使用中止)届

住所(〒 -)		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail :	

下記の理由により「大阪市マンホール蓋デザイン」を使用しないので、届け出ます。

記

使 用 許 諾 番 号	
商 品 又 は 使 用 品 の 名 称	
届 出 の 理 由	
備 考	